

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	地域福祉課	整理番号	18-3
処分の種類	指定助産機関及び指定施術機関の指定取消又は効力の停止			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第55条第2項			
処分の概要	指定助産機関又は指定施術機関が、生活保護法第55条第2項の規定により準用する第51条第2項(第4号、第6号ただし書き及び第10号を除く)に該当するとき、指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力を停止する決定			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽されているため) 【参考】生活保護法第51条第2項(第4号、第6号ただし書き及び第10号を除く。)中「指定医療機関」を「指定助産機関又は指定施術機関」に、「指定医療機関の開設者又は従業者」を「指定助産機関又は指定施術機関」に読み替え。			
基準の制定根拠	—			